

行政書士による権利擁護のススメ



そうだ、行政書士に相談しよう!

【高齢者・障がい者編】

高齢者の権利をまもる
行政書士ユキマサレッド変身!



障がい者の権利をまもる
行政書士ユキマサブルー変身!

人類の権利をまもる正義のヒーロー
行政書士 権利まもり隊 (TEAM G) 出動!



行政書士ユキマサ レッド! (高齢者) オレンジ! (子ども) イエロー! (女性) グリーン! (外国人) ブルー! (障がい者) パープル! (みんな) レインボー! (LGBT等の方)

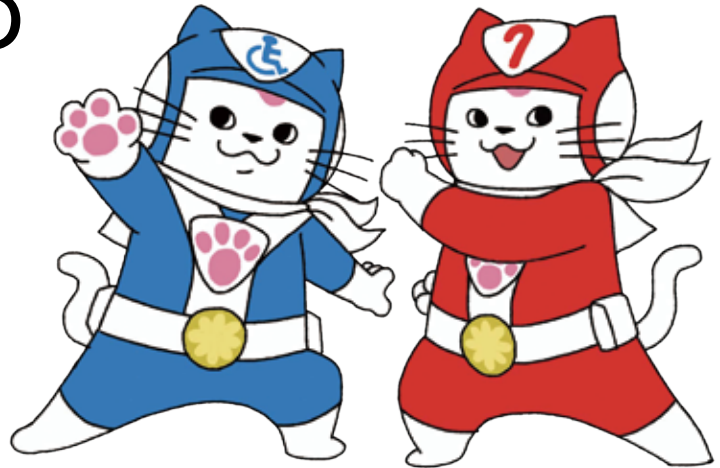
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

日本行政書士会連合会は、SDGs「持続可能な開発目標」の達成に貢献します。



日本行政書士会連合会

高齢者・障がい者の 方々の権利を 守ります!



ユキマサ ブルー
(障がい者)

ユキマサ レッド
(高齢者)

◆ 業務紹介

行政書士は、国家資格者として、行政手続きや権利義務関係の業務を通じ、国民の権利利益の実現に資するべく、身近な相談相手として、時には支援者として社会生活を支えています。

高齢者・障がい者の方々の安全と安心の暮らしを続けるため、次のような業務を行っています。

- (1) 老人福祉法による関係事業の手続(老人ホーム、老人福祉センター設置届等)
- (2) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等指定申請
- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算手続き
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業(介護タクシー)許可申請
- (5) 社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等の設立
- (6) 新たな住宅セーフティネット制度の取り組み(住宅登録)
- (7) 遺産分割協議書、遺言書の作成支援

など

※他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

◆ 活動内容

高齢者・障がい者の方々の基本的人権や財産を守ることはとても大切なことです。超高齢社会では独居高齢者が増加しており、認知症などコミュニケーションが困難な状態や判断能力が低下した場合には、成年後見制度(※)を利用した支援が必要になります。相続、遺言、財産管理、介護、施設への入所等、様々な心配や不安のご相談をお受けします。

また、精神障がい者や知的障がい者の方々に対する権利侵害や差別、偏見などの問題も看過することはできません。精神障がい者や知的障がい者の方々の権利擁護を図り、楽しい日常生活を送るため、法的支援に関する活動、各種制度及びその運用の改善に関する活動、相談会の開催等を行います。

これらの実現のためには、地域社会との連携が重要です。行政書士は地域社会の中で、県・市町村等行政機関や福祉関係者ほか、様々な関係機関や団体等とネットワークを構築し、高齢者・障がい者の方々の権利擁護支援活動を推進します。

※行政書士は、次の関係団体と連携し、成年後見制度等の権利擁護を推進しています。

行政書士の成年後見制度専門職団体

- 一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター
- 一般社団法人 北海道成年後見支援センター
- 公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ
- NPO 法人 おかやま成年後見サポートセンター

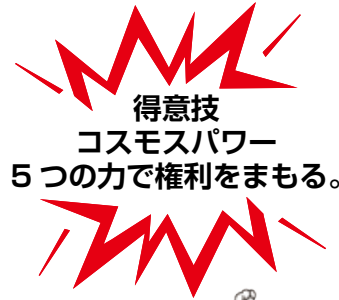
そうだ、行政書士に相談しよう！

“誰一人取り残さない”皆さんの権利を守ります。

行政書士は、すべての人の書類（パソコンやスマートフォンなどによるデジタルデータも含む。）の作成及びその提出等の手続きを行う権利を擁護します。



ユキマサ パープル
(みんな)



- 1 基本的人権尊重 パワー 🐾
- 2 調和・真心 パワー 🐾
- 3 法律・知恵 パワー 🐾
- 4 書類作成・相談 パワー 🐾
- 5 地域密着・共生 パワー 🐾



行政書士ユキマサ レッド！ オレンジ！ イエロー！ グリーン！ ブルー！ パープル！ レインボー！
(高齢者) (子ども) (女性) (外国人) (障がい者) (みんな) (LGBT等の方)

行政書士は、書類作成及びその提出等を行うことを通じて、権利擁護のお役に立ちます。
ご相談は、全国の行政書士に!!

各都道府県行政書士会一覧

単位会名	郵便番号	住所 1	住所 2	電話番号	F A X
北海道行政書士会	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西10-1-6	北海道行政書士会館	011-221-1221	011-281-4138
秋田県行政書士会	010-0951	秋田県秋田市山王4-4-14	秋田県教育会館3F	018-864-3098	018-865-3771
岩手県行政書士会	020-0024	岩手県盛岡市菜園1-3-6	農林会館5F	019-623-1555	019-651-9655
青森県行政書士会	030-0966	青森県青森市花園1-7-16		017-742-1128	017-742-1422
福島県行政書士会	963-8877	福島県郡山市堂前町10番10号		024-973-7161	024-973-7174
宮城県行政書士会	980-0803	宮城県仙台市青葉区国分町3-3-5		022-261-6768	022-261-0610
山形県行政書士会	990-2432	山形県山形市荒橋町1-7-8	山形県行政書士会館	023-642-5487	023-622-7624
東京都行政書士会	153-0042	東京都目黒区青葉台3-1-6	行政書士会館1F	03-3477-2881	03-3463-0669
神奈川県行政書士会	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町2	産業貿易センタービル7F	045-641-0739	045-664-5027
千葉県行政書士会	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-13-10	千葉県教育会館4F	043-227-8009	043-225-8634
茨城県行政書士会	310-0852	茨城県水戸市笠原町978-25	茨城県開発公社ビル5F	029-305-3731	029-305-3732
栃木県行政書士会	320-0046	栃木県宇都宮市西一の沢町1-22	栃木県行政書士会館	028-635-1411	028-635-1410
埼玉県行政書士会	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町3-11-11	埼玉県行政書士会館	048-833-0900	048-833-0777
群馬県行政書士会	371-0017	群馬県前橋市日吉町1-8-1	前橋商工会議所4F	027-234-3677	027-233-2943
長野県行政書士会	380-0836	長野県長野市南原町1009-3	長野県行政書士会館	026-224-1300	026-224-1305
山梨県行政書士会	400-0031	山梨県甲府市丸の内3-27-5	山梨県行政書士会館	055-237-2601	055-235-6837
静岡県行政書士会	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町2-113	静岡県行政書士会館	054-254-3003	054-254-9368
新潟県行政書士会	950-0911	新潟県新潟市中央区笹口3-4-8	新潟県行政書士会館	025-255-5225	025-249-5311
愛知県行政書士会	461-0004	愛知県名古屋市中区葵1-15-30	愛知県行政書士会館	052-931-4068	052-932-3647
岐阜県行政書士会	500-8113	岐阜県岐阜市金園町1-16	N C リンクビル3F	058-263-6580	058-264-9829
三重県行政書士会	514-0006	三重県津市広明町328番地	津ビル2階	059-226-3137	059-226-4707
福井県行政書士会	910-0005	福井県福井市大手3丁目4番1号	福井放送会館 3階 K室	0776-27-7165	0776-26-6203
石川県行政書士会	920-8203	石川県金沢市鞍月2-2	石川県繊維会館3F	076-268-9555	076-268-9556
富山県行政書士会	930-0805	富山県富山市丸の内1-8-15	余川ビル2F	076-431-1526	076-431-0645
滋賀県行政書士会	520-0056	滋賀県大津市末広町2-1	滋賀県行政書士会館	077-525-0360	077-528-5606
大阪府行政書士会	540-0024	大阪府大阪市中央区南新町1-3-7		06-6943-7501	06-6941-5497
京都府行政書士会	601-8034	京都府京都市南区東九条南河辺町85-3		075-692-2500	075-692-3600
奈良県行政書士会	630-8241	奈良県奈良市高天町10-1	(株)T.T.ビル3F	0742-95-5400	0742-26-6400
和歌山県行政書士会	640-8155	和歌山県和歌山市九番丁1	中谷ビル2F	073-432-9775	073-432-9787
兵庫県行政書士会	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3	神戸クリスタルタワー13階	078-371-6361	078-371-4715
鳥取県行政書士会	680-0845	鳥取県鳥取市富安2-159	久本ビル5F	0857-24-2744	0857-24-8502
島根県行政書士会	690-0888	島根県松江市北堀町15番地	島根県北堀町団地ビル2F	0852-21-0670	0852-27-8244
岡山県行政書士会	700-0816	岡山県岡山市北区富田町一丁目7番15号	富田町ビル2F	086-222-9111	086-222-9150
広島県行政書士会	730-0037	広島県広島市中区中町8-18	広島クリスタルプラザ10F	082-249-2480	082-247-4927
山口県行政書士会	753-0042	山口県山口市惣太夫町2番2号	山口県土地家屋調査士会館 3F	083-924-5059	083-924-5197
香川県行政書士会	761-0301	香川県高松市林町2217-15	香川県産業頭脳化センター4F 407号	087-866-1121	087-866-1018
徳島県行政書士会	770-0873	徳島県徳島市東沖洲2-1-8	(マリンピア沖洲内)	088-679-4440	088-679-4443
高知県行政書士会	780-0935	高知県高知市旭町2-59-1	アサヒプラザ2F	088-802-2343	088-873-4447
愛媛県行政書士会	790-0877	愛媛県松山市錦町98-1		089-946-1444	089-941-7051
福岡県行政書士会	812-0045	福岡県福岡市博多区東公園2-31	福岡県行政書士会館	092-641-2501	092-641-2503
佐賀県行政書士会	849-0937	佐賀県佐賀市鍋島3-15-23	佐賀県行政書士会館	0952-36-6051	0952-32-0227
長崎県行政書士会	850-0022	長崎県長崎市馬町48番地1	長崎県市町村会館馬町別館5階	095-826-5452	095-828-2182
熊本県行政書士会	862-0956	熊本県熊本市中央区水前寺公園13-36		096-385-7300	096-385-7333
大分県行政書士会	870-0044	大分県大分市舞鶴町一丁目3番28号	ネクスト舞鶴ビル2階	097-537-7089	097-535-0622
宮崎県行政書士会	880-0812	宮崎県宮崎市高千穂通1丁目5番35号	グラン高千穂1F	0985-24-4356	0985-29-4195
鹿児島県行政書士会	890-0062	鹿児島県鹿児島市与次郎2-4-35	KSC鴨池ビル202号	099-253-6500	099-213-7033
沖縄県行政書士会	901-2132	沖縄県浦添市伊祖4-6-2	沖縄県行政書士会館	098-870-1488	098-876-8411

行政書士の成年後見制度専門職団体

単位会名	住所 1	住所 2	電話番号
一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター	本部 東京都港区虎ノ門4丁目1番28号	虎ノ門タワースオフィス10階	0120-874-780
一般社団法人 北海道成年後見支援センター	北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番6	北海道行政書士会館内	011-210-0650
公益社団法人 成年後見支援センターヒルフェ	東京都目黒区青葉台3-1-6	行政書士会館内	03-3476-5131
NPO 法人 おかやま成年後見サポートセンター	岡山県岡山市南区藤田579-21		086-250-0710

行政書士の権利擁護に関する基本理念

日本行政書士会連合会

行政書士は、基本的人権を尊重し、すべての人の権利を擁護するとともに、調和と真心をもって国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

また、「国民の権利利益の実現に資する」という行政書士制度の目的に鑑み、行政書士の社会的役割を強く自覚し、地域に根差した権利擁護の取り組みを通じて、すべての人の権利が尊重される共生社会の実現に寄与します。

権利擁護に係る活動方針

日本行政書士会連合会
権利擁護推進委員会

1. 背景

私たち行政書士は、許認可手続き及び権利義務・事実証明に関する業務を通じて、国民の権利の実現やその侵害防止を図り、権利擁護に努めてきました。

そして、令和元年12月4日に公布された改正行政書士法（令和3年6月4日施行）の第1条目的に「国民の権利利益の実現に資する」との文言が追加され、従来から行政書士が国民の権利の実現とその侵害の防止に携わってきた実状が反映されました。

2. 展望

また、国連では、2015年に2030年アジェンダとして「誰一人取り残さない」SDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。そこで、個々の行政書士が、権利擁護に対する意識を高め行動することが、国際目標であるSDGsの達成にも繋がり、行政書士制度を持続的に向上させるものと考えます。

誰一人取り残さない社会の実現を目指し、多様な人々の声を行政などの社会の隅々にまで届けるためにも、私たち行政書士は、今まで以上に権利擁護を推進することが肝要です。

3. 活動方針

行政書士として行う権利擁護活動のあり方を内外に示し、行政書士の法律専門職としての信頼をより強固なものとなるように努めます。

そして、高齢者、障がい者、子ども、外国人、女性、性的マイノリティ（LGBT等）に対する分野を重点活動領域とし、次の行動指針により、すべての人の権利が守られる健全な共生社会の実現に貢献します。

◆ 行動指針

- (1) 国民に対する権利擁護に関する普及啓発活動を積極的に展開します。
- (2) 行政書士の権利擁護への関与についての調査、研究及び周知等を行います。
- (3) 権利擁護を推進するための提言と関係団体等との連携を行います。

※「LGBT」は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせたもので、性的マイノリティの方を表す総称のひとつです。



日本行政書士会連合会はSDGsの達成に貢献します



日本行政書士会連合会

〒105-0001
東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス10階
TEL.03-6435-7330 FAX.03-6435-7331
<https://www.gyosei.or.jp/>